

## 伐採跡地への植栽

指定施業要件として伐採後の植栽が義務づけられている保安林では植栽しなければなりません。

### □ 伐採跡地への植栽の基準

- ・ 満1年以上の苗（満1年未満の苗にあっては、同一の樹種の満1年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有するものであること）を、おおむね成長量に応じて保安林ごとに定められている1ha当たりの本数以上、均等に植栽しなければなりません（的確な更新と認められる残存木の占有する区域を除いた面積によって算出します）。
- ・ 択伐後の植栽本数は上記の本数に択伐率を乗じた本数です。
- ・ 植栽木には、保安機能の維持または強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種が指定されています（木材利用目的以外の樹種も指定されます）。
- ・ 伐採した翌年度の初日から起算して2年以内に植栽しなくてはなりません。